

社会福祉法人草加市社会福祉事業団ホームページリニューアル業務 及び運用保守管理業務委託仕様書

1 件 名

ホームページリニューアル業務及び運用保守管理業務委託

2 目 的

平成30年度に事業団設立から30年が経過し、さらに多くの方に当法人を周知し、地域住民の方の事業への参加促進や、施設利用等による地域福祉の貢献につなげていくためには、当事業団のホームページを情報発信媒体として、より一層活用していく必要がある。利用の促進に向けて、近年の急速な情報端末の発展によりスマートフォンやタブレット等の端末での閲覧に対応させるとともに、国内外の規格・指針等への準拠など、複数の観点を考慮し、利用する方の立場に立った構成及び内容を作成し、利活用しやすいホームページへリニューアルすることを目指す。

3 リニューアル方針

本業務を行うにあたって、下記のリニューアル方針に基づいてシステム構築を行うこと。

- (1) ホームページを利用する方の視点や立場に立って情報を分類し、探しやすいサイト構成を目指すとともに、利用者の利便性を重視したナビゲーション等を配置し、求める情報まで快適にたどりつけるようにする。
- (2) 多様な利用環境を想定し、高年者や障がい者を含めたすべての利用者が支障なく利用できるようにする。その際は、ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格「JIS X 8341-3:2016」に配慮する。
- (3) スマートフォンやタブレット端末等、近年普及しているデバイスでも情報をスムーズに取得できるよう、使用しているデバイスに応じてホームページの表示が最適化される仕組みを導入する。
- (4) ホームページに掲載する写真等に「草加市」の特徴を反映し、利用者や求職者等、本市を知らない方が利用しても草加市の雰囲気がイメージできるような構成を目指す。
- (5) 外部からの攻撃によるコンテンツの改ざんや、データの漏洩といったセキュリティリスクにも対応した安全なシステムを構築する。
- (6) コンテンツの一部については、当事業団のコンテンツ作成者が容易に作成、更新、管理等の作業ができるようにし、情報の質を高めることを目指す。
- (7) 検索機能の他、利用者の利便性を向上させる機能の充実を図る。

4 対象範囲

本業務の対象は、下記ドメインに含まれるホームページとする。

<https://sswo.or.jp>

5 履行期間及びホームページ公開日

契約締結の日から令和2年3月31日まで

ホームページ公開日：令和2年3月中旬

6 業務概要

「2 目的」及び「3 リニューアル方針」に基づき、必要な企画、提案を行った上で、システム構築業務を行うこと。また、リニューアル後のホームページで円滑な運用ができるよう、構築時に必要な助言、提案を行うこと。

また、見積提出時には業務委託費として以下の費用を含むこと。

①ホームページの企画・制作費用

②ホームページの運用・保守費用（ホームページ運用開始から1年間）

7 機能要件

機能要件については、別紙「システム機能要件書」を参照すること。

なお、要件と対応方法が異なる場合や、カスタマイズ又は代替案により対応が可能となる場合は、その旨を「備考」欄に詳細を記載すること。

ただし、受託者との協議の結果、機能要件を変更した方がよいと事業団が判断した場合には、仕様等の変更を行う。

8 システム要件

草加市社会福祉事業団ホームページリニューアル事業により以下のようなシステムを構成することを想定している。セキュリティ面やコスト面などを検討の上で、最適なシステム構成を提案書に明示すること。

(1) ネットワーク構成

①編集用サーバーへの接続

編集用サーバーへの接続はネットワークによる接続を可とする。その場合、ID・パスワードで制限する等の方法により不正なアクセスを防止すること。

また、通信経路における盗聴を防ぐために、SSL等の方法によりセキュリティを保つこと。

②公開用サーバーへの接続

公開用サーバーへの接続は、ネットワークによる接続とする。ただし個人情報を含む情報に関する通信は、通信経路における盗聴を防ぐため、SSL等の方法によりセキュリティを保つこと。

③メールの送信

メールの送信は、現在のメールサーバーを利用することを前提とする。リニューアルされたシステムより送信されるメールをメールサーバーに送信するために必要なネットワークの設定変更は、本委託業務対象外とするが、その経費については、本業務の受託者が負担するものとする。

(2) ブラウザ

以下に記載するブラウザにおける最新及びサポート期限内のバージョンで動作を

保証すること。

- ・Microsoft Internet Explorer
- ・Google Chrome
- ・Mozilla Firefox
- ・iOS
- ・Android OS
- ・Microsoft Edge

(3) ドメイン

再構築後のドメインは現在と同じドメインを使用する。 (<https://sswo.or.jp>)

(4) Web サーバー

サーバーを提供すること。

(5) 保守及び更新

- ・障害発生時に当事業団への連絡及び復旧作業を行うこと。
- ・既存ページの更新に対応すること。

9 成果物の納品

本業務の契約後、本仕様書に基づいた作業計画書を提出し、事業団の承認を得ること。

(1) ホームページ構造設計書

(2) ホームページデータ一式

- ・HTML ファイル等データ
- ・画像データ。高解像度のデータも併せて納品すること。
- ・イラストデータ (Windows 版及び Mac OS 版 Adobe 「Illustrator (サポート期限内のバージョン) で加工可能なもの」)

(3) 動作確認時の検証完了チェックシート又はそれに準じるもの

(4) ホームページ更新マニュアル (電子データ含む)

10 運用保守管理

運用支援については、運用開始後、令和7年3月末日までの間、受託者は以下の通り運用支援を実施すること。

なお、技術支援に関連する質問及び相談に対する回答は、事業団に出向いての口頭もしくは電話、メール等により迅速に行うこと。

(1) 事業団のホームページ担当者の指示に基づき、新規のコンテンツの作成、既存のコンテンツの変更 (テキスト変更、画像差し替え・修正等) および公開・停止作業を迅速に行い、Webサーバーによる公開情報の更新を支援すること。

(2) 原則として、コンテンツ管理システムCMS (Content Management System) でコンテンツを作成・管理すること。

(3) 事業団職員で行う既存ページの修正など、更新作業の支援をすること。

(4) 外部からの更新作業を基本とし、センターのWebサーバと通信できる環境を有すること。

(5) 平日8:30-17:00までの依頼に対しては即時対応できる体制であること。

また、事業団での作業が必要な場合において、作業内容によっては訪問し対応するこ

と。時間外の緊急依頼に対しても可能な限り迅速に対応すること。

- (6) 各種不具合の原因、対策の調査を迅速に行い、結果について事業団に報告すること。
- (7) テンプレートの作成・追加を行うこと。
- (8) デザインの提案・修正・更新を行うこと。
- (9) CMS、問い合わせメールの機能等、稼働上当然必要な事項を行うこと。
- (10) 作成したディレクトリマップについては、更新時に事業団へ報告すること。
- (11) 必要に応じてアクセス統計を取得できる仕組みを作成し、事業団が求めた際には分析結果の報告及び改善に向けた提案を行うこと。
- (12) 事業団ホームページの改修に関する費用は本契約に含まれるが、新たな技術を用いたサイト構築や大規模なシステム設計を伴う場合など、履行の難易度が相当高いと考えられる場合の費用については、事業団担当者と協議の上決定すること。
- (13) 各種解析等を行った場合には、結果を踏まえ、アクセス数の向上や一般に向けた読みやすさを考慮した業務改善提案を行うこと。

1 1 協議について

受託者は契約締結後、新ホームページが公開されるまでの間、必要な打合せを随時または定期的に行い、本業務が円滑に進められるよう努めること。

1 2 ソーシャルネットワークや動画について

事業団では現在、SNSの対応を行っていないが、将来的に対応することとなった場合に備え、フェイスブックやツイッター等の連携方法を提案すること。

また、将来的に動画を掲載することとなった場合にも、掲載方法等の提案をすること。

なお、別途費用が発生する場合は、提案書に明示すること。

1 3 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
- (3) 受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。
- (4) 受託者は、草加市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 31 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - (ア) 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - (イ) 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講ずること。

- (6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成 26 年条例第 21 号）第 12 条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。

1 4 問い合わせ先

草加市社会福祉事業団 事務局総務課 担当：五十嵐
電話 0 4 8 - 9 3 0 - 0 3 1 1